

市場管理細則

砂糖市場（粗糖〔外国産甘蔗分蜜粗糖〕）

株式会社堂島取引所

市場管理細則 砂糖市場（粗糖〔外国産甘蔗分蜜粗糖〕）

株式会社堂島取引所（以下「当社」という。）は、当社の開設する砂糖市場（粗糖〔外国産甘蔗分蜜粗糖〕）における取引の公正を確保するため、この細則の定めるところにより市場管理を行う。ただし、この細則に定めるところにかかわらず、当社は商品市場の状況により必要と認めたときは、その都度必要な措置を講ずるものとする。

I 建玉制限

1. 取引の限度枚数等

- (1) 委託者（(2)に掲げる者を除く。）の建玉限度（既存玉合算。以下同じ。）は、売り又は買いのそれぞれについて1限月当たり600枚とする。
- (2) 取引参加者及び当業者（当社が指定する団体に所属する者、又はその都度当社が承認した者）の建玉限度は、売り又は買いのそれぞれについて1限月当たり3,000枚とする。ただし、建玉の限度を越えて建玉する必要がある場合には、当社の承認を受けなければならない。
- (3) 受託取引参加者の自己玉の限度は、(2)に定める数量、若しくは当該限月の総建玉数の10%に相当する数量のいずれか多い数量を限度とする。
- (4) 当社が必要と認めるときは、(2)又は(3)の規定にかかわらず、取引参加者の自己の建玉を制限し若しくは、建玉の処分を行わせることができる。

2. 取次者の建玉限度

- (1) 取次者の建玉限度は、1.(1)の建玉数を限度とする。
- (2) 取次者が、当社が別に定める誓約書をあらかじめ届け出た場合にあっては、自己の建玉及び一取次委託者の建玉につき、それぞれ1.(1)の建玉数を限度とする。
- (3) 受託取引参加者は、取次者の建玉について、(1)又は(2)に定める建玉限度内である旨、あらかじめ取次者に制度を周知させるとともに指導しなければならない。
- (4) 取次者は、取次委託者の建玉について、(1)又は(2)に定める建玉限度内である旨、あらかじめ取次委託者に制度を周知させるとともに指導しなければならない。
- (5) 取次者並びに取次委託者の建玉が、(1)又は(2)に定める建玉限度を超過した場合は、以後すべての限月において新規の建玉を認めないものとする。
- (6) 当社は、業務規程第35条第4項の規定により、取次者又は取次委託者の建玉（2以上の受託取引参加者へ委託した場合は、その合計）が(1)又は(2)に定める建玉の限度を超過した場合において、当該受託取引参加者にその旨通知するとともに、当該取次者に対し、当該取次者又は当該取次委託者の建玉限度を超える建玉の処分を指示するものとする。
- (7) 当社は、業務規程第35条第4項の規定により、建玉報告を徴収することとなった場

合において、当該取次者が、報告をせず、又は、報告に虚偽があったと認めるときは、当該取次者から受託している受託取引参加者に対して、当該取次者との取引の全部又は一部を制限させることができる。

- (8) その他の建玉限度を超える建玉の処分は、当社が必要と認めるときに指示するものとする。
- (9) (2)による届け出のある取次者は、当社の指定する日における取次委託者別の建玉について、直接当社宛に報告する。
- (10) 前号に規定する場合のほか、当社が特に必要と認めた場合は、取次者に対し、取次委託者別の建玉を報告させることができるものとする。

3. 外国商品先物取引業者の建玉限度

- (1) 外国商品市場において取引の委託を受けることについて当該外国において法第190条第1項の規定に相当する当該外国の法令に規定する同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けている者又はこれに準ずる外国の者（オムニバスアカウントのものに限る。以下「外国商品先物取引業者」という。）の建玉限度は、1.(1)の建玉制限の規定にかかわらず、売り又は買いのそれぞれについて1限月当たり1,800枚とする。ただし、一末端委託者の建玉制限は国内の一委託者の建玉制限数量を限度とする。
- (2) 外国商品先物取引業者が、受託取引参加者を通じて、当社の別に定める誓約書をあらかじめ届け出た場合にあっては、特例措置として当該外国商品先物取引業者に委託の取次ぎを依頼する一末端委託者の建玉につき、1.(1)の建玉数を限度とする。
- (3) 受託取引参加者は、受委託関係のある外国商品先物取引業者に対し、当該外国商品先物取引業者の建玉については、(1)又は(2)に定める建玉限度内である旨あらかじめ制度を周知させるとともに、指導しなければならない。
- (4) (2)の特例措置を受けている場合は、受託取引参加者は、当社の指定する日における当該外国商品先物取引業者の末端委託者名別の建玉について、当社の別に定める様式による建玉報告を徴収し、当社に提出するものとする。
- (5) 当社は、外国商品先物取引業者が前号に定める建玉報告をせず、又は、報告に虚偽があったと認めるときは、当該外国商品先物取引業者から受託している受託取引参加者に対して、当該外国商品先物取引業者との取引の全部又は一部を制限させ、若しくは(2)の特例措置を打ち切ることができる。
- (6) その他の建玉限度を超える建玉の処分は、当社が必要と認めるときに指示するものとする。

4. 建玉報告

- (1) 取引参加者は、一の計算区域における日中立会終了時の建玉数量が次の各号に掲げる数量に該当する場合にあっては当該計算区域の属する営業日の翌営業日に、当社が特に必要と認めた場合にあってはその都度、当社の定めるところにより、その内

容を報告しなければならない。

イ 委託者の建玉

一の委託者の1限月当たりの売り又は買いの建玉数量が20枚を超える場合

ロ 取引参加者の自己玉

自己玉の売り又は買いの建玉数量（当該取引参加者が他の受託取引参加者に委託しているものを含む。）が1限月当たり20枚を超える場合又は全限月の合計数量が3,000枚を超える場合

(2) 外国商品先物取引業者の建玉報告

当社は、特に必要と認めた場合には、オムニバスアカウントの中の末端委託者ごとの建玉を報告させることができるものとする。

II 値幅の制限

1. 業務規程第33条第2項及び第3項に規定する制限値段額（以下「制限値段額」という。）は、2,000円とする。
2. 新甫発会における当該限月に係る制限値段算定のための基準となる値段及び制限値段額について、業務規程第33条第5項を適用する場合にあっては、当社は市中価格及び他の市場における価格形成の動向に鑑み、これを定めるものとする。

III 海外市場における値幅制限の変更等に即応する処置

海外市場における相場動向及び値幅制限の変更等に即応するため、必要と認めた場合は、適切な措置を講ずるものとする。

IV 市場管理、諸施策を実施するための基本的な考え方

1. 委託者の過当投機により市場が乱された場合は、その原因となる取引を受託した受託取引参加者に対して、実情に応じ厳格な制裁を行う。
2. 委託者に形式上の違反がない場合であっても、実質的に同一人と判断される異口座を加えて建玉制限違反がある等、委託者の実質的違反行為について、市場管理上必要があると認められる場合は、当該受託取引参加者に対し厳正な制裁等の措置をとる。
3. 上記1.又は2.のほか、当社の商品市場における取引又はその委託を受ける行為等に関し、当該商品市場の信用を失墜させる等当社に有害な行為をし、又これに加担した取引参加者に対しては、実情に応じ厳重な措置をとる。

V 変更又は廃止

この規則は、代表取締役社長の決裁により、変更又は廃止することができる。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日）

- 1 この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則の施行に伴い、施行日前の市場管理細則 砂糖市場（粗糖）（以下「旧細則」という。）は、これを廃止する。
- 3 旧細則に基づいてなされた事項は、施行日においてこの細則の相当する規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（令和 3 年 5 月 18 日）

令和 3 年 5 月 18 日開催の取締役会において決議されたこの細則の変更は、同日から施行する。

附 則（令和 3 年 8 月 27 日）

この細則は、令和 3 年 8 月 27 日から施行する。

附則（令和 6 年 8 月 6 日）

この細則の変更は、令和 6 年 8 月 13 日から施行する。